

パブリックコメント手続結果概要

1. 案件名

「交野市教育大綱（素案）に対するパブリックコメントについて」

2. 実施機関（担当所管課等）

- (1) 名称 : 交野市企画財政部秘書政策課
(2) 所在地 : 〒576-8501 交野市私部1丁目1番1号
(3) 電話番号 : 072-892-0121

3. 概況

- (1) 意見等募集期間 : 開始 令和6年10月1日（火）から
終了 令和6年10月31日（木）まで
(2) 結果周知手段 : 広報かたの1月号、交野市ホームページ
(3) 結果資料公表場所 : 交野市ホームページ、情報公開コーナー、
実施機関（担当所管課等）の事務所

4. 受付した意見等の件数

提出人数 4人
提出意見数 11件

5. 受付した意見等の結果

- (1) 「基本理念」に関する意見 2件
(2) 「基本方針」に関する意見 9件

合計 11件

6. 意見等に対する考え方・対応

意見等に対する市の考え方・対応は下記に記載しているとおりです。
なお、意見等により交野市教育大綱（素案）を修正するには至りませんでした。

(1) 基本理念に関する意見

意見等の概要	意見等に対する考え方・対応	件数
① 基本理念には、交野市の子どもたちがどのように育ってほしいか、どのような子どもたちに育てようとしているか、という市としての姿勢がまず必要であり、その基本姿勢が、市民やこれから交野市に住もうとする人たちに安心や希望を与えるのだと考えます。2年間の教育大綱であっても、教育であるからこそそこそこ変わる方針であってはならず、将来を見据え、交野市として、責任を持った理念を出してもらい	①② 教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長が定めるものとされており、その趣旨は、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地域公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとされています。	2件

意見等の概要	意見等に対する考え方・対応	件数
たいです。この理念には「質の高い教育を提供」としかないが、これは当然のことであるのだから、質の高い教育を通しての子どもたちへの将来像を語るべきだと考えます。 ② 義務教育は文科省の定める指導要領に則り、各学校共に適正に行われていることは当然のことです。何をもって「公正性、公平性」を基本理念に挙げているのかが理解できません。学校規模や施設に関してであれば、地域や児童生徒数により違いがあることは当然であるし、授業内容については教員の個性があっても、指導内容に関しては漏れがあってはならないものです。それは全国どの学校も同様なので、あえて基本理念に掲げる意図が分かりません。逆に交野市では「公正・公平」ではない義務教育を行っているかのように思えます。	大綱案の基本理念である「全ての市民に、質の高い学びの機会を～地域全体で公正・公平な教育環境の実現」は、民意を代表する立場である市長が、地域住民の意向を踏まえ、期間中に掲げるべき理念として定めたものです。 また、大綱案が対象とする期間については、地方公共団体の長の任期を踏まえて設定できるものとされていることから、現市長の任期と整合を持たせるため、R 7・8年度の2年間としています。	

(2) 基本方針に関する意見

意見等の概要	意見等に対する考え方・対応	件数
基本方針（１）に関すること		9 件
① 「二度と・・・進めません」「名称の使用は行いません」と否定した内容を基本方針に挙げるのはなぜでしょうか。間違いやよくない教育を交野市は行ってきたと宣言しているかのように思えます。とりわけ小中一貫校＝義務教育学校は文科省が制度化し、全国に作られている学校です。交野市ではまだどのようなものか始まっていませんが、これから教育的効果の高いものになるかもしれません。その第一歩を交野市として責任をもって進めるわけですから、たとえ市長の公約であっても、軽々しく「進めません」などと否定的に公の教育大綱に宣言すべきではなく、ここでの「教育的効果を高めます」等のスタンスを持つべきではありませんか。また、中学校区に対する「学園」の名称も、府下でも各市で採用し取り組まれており、これも市長の考えに反するとしても、教育大綱の内容に取り上げるならば、せめて「市内各小中学校、義務教育学校での取り組みを通して、より質の高い学校教育を目指していく」等の前向きな方針にしていきたいと考えます。 また、学校が設定する教育課程は教育委員会独自性・独立性を市長としても確保す	①② 小中一貫校の建設には多額の財政負担が生じることと併せて、市内で学ぶ子ども達の施設格差が過大となることを憂慮し、基本理念の表現を定めるとともに、大綱の期間中においては、新たに小中一貫校の建設は進めないことを明記したものです。また、学園の名称についても、新たに小中一貫校の建設を進めるものと市民の誤解が生じかねないことから明記したものです。 今後も、6・3制を堅持しながら、小学校と中学校を緊密に連携させた教育を推進する方針であり、教育委員会が管理し、執行する事務に対して介入する意図はありません。	

意見等の概要	意見等に対する考え方・対応	件数
べきだと考えます。 ② 基本方針の一項目目ですが、二度と小中一貫校の建設を進めないとありますが、教育現場等での質の向上などがみられるのであれば、導入すべきだと思います。ここでは、「二度と」は使うべきではないのではないのでしょうか？文末のみらい学園での課程の設定も、小中一貫としようとした内容でないように思われます 試験的に、色々な課程をしてもいいのでは？ あと、中ほどの学園の名称についてですが、子どもたちにも定着しかけているようです。一中校区⇒みらい学園となり、単なる校区の呼び方と思えば、大げさに大綱に取り上げることでもないように思えるのですが、いかがでしょうか		
③ 教育大綱の法的根拠としては、記載の通り、「地教行法第1条の3の第1項」に示されている通りであります、その文言に『教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し』とあります。 つまり、規定する基本的な方針とは国が策定する『第4期教育振興基本計画』を指すものであり、その基本計画の内容を“参酌し”の解釈は、教育振興基本計画に示されている教育課題やコンセプト並びに具体的な方針・施策をそれぞれ吟味し、その重要性や関連性を考慮しながら総合的に判断することだと考えられます。 したがって、「交野市教育大綱」に並べて「教育振興基本計画」が示されなければならぬと思います。（※内容ではなく位置づけとして）すでにご存じかと思いますが、平成18年に教育基本法の改正によって、第17条に教育振興基本計画の策定が示され、令和5年から9年のスパンで公表されています。策定された計画は5年間の内容ですが、2040年以降を展望した人材育成についても触れています。 交野市教育大綱の「1. 考え方」と「2. 基本理念」の間にもしくは「1. 考え方の（3）」として、将来の社会を生き抜く子どもたちが、向き合う課題を示されることを要望します。 その課題認識が、3ページ（1）確かな学び 基礎学力の定着の②にある“今後の社会で必要となる学力・能力の育成”につ	③ 教育大綱の策定にあたっては、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌しつつ、地域によって教育課題が様々であるため、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものとされています。 大綱案の基本理念や基本方針は、民意を代表する立場である市長が、地域住民の意向を踏まえ定めたものであり、これらの方針に基づき、本市教育委員会において教育振興基本計画に準じる計画として「交野市学校教育ビジョン」を策定し、学校教育における具体的な取組みをお示しする予定です。	

意見等の概要	意見等に対する考え方・対応	件数
ながるのではないかと考えます。 参考までに、「教育振興計画」には『持続可能な社会の創り手の育成』及び『日本社会に根差したウェルビーイングの向上』の2つのコンセプトが示され、5つの基本方針に基づく16の目標と基本施策が示されています。このような施策を、交野市として参酌し、活用していくことが望ましいのではないのでしょうか。		
④基本方針（１）の⑤の文章を以下のとおり改訂する。 【改訂案】市教委指導課・こども園課の連携のもとに、幼児教育と保育と小中学校教育の円滑な接続を進め、(以下 原文の通り)。 ⑤基本方針（１）の⑦の次に⑧を新規で付け加える。 【追加案】⑧ 学校自治の素養を伸長させる為、小中学校の児童会（選挙）生徒会（選挙）などの、民主的自治活動を支援する。これらを将来における政治への参加意欲につなげる一助とする。	④⑤ 個別具体的な取組みについては、教育大綱の趣旨を踏まえ、それぞれの所管にて進めていくものと考えています。貴重なご意見として参考とさせていただきます。	
基本方針（２）に関すること		
⑥ 新設校は必ず既存の学校施設と比較されるのは当然であり、市の財政を鑑みると市内一斉に新校舎にすることは不可能であります。それは市民も理解しており、不公平とは考えません。既存の学校に対しても、児童生徒の安全を第一に考えながら対策・対応していくことを基本方針とし、細々とした備品の更新等を殊更アピールするように掲げることは、教育大綱には必要ないと考えます。4ページの(3)や(4)程度の説明に留めるべきではないでしょうか。	⑥ 大綱案の基本理念や基本方針は、民意を代表する立場である市長が、地域住民の意向を踏まえ定めたものです。 小中一貫校の建設には多額の財政負担が生じることと併せて、市内で学ぶ子ども達の施設格差が過大となることを憂慮し、基本理念の表現を定めるとともに、大綱の期間中においては、新たに小中一貫校の建設は進めないこと、既存校の学習環境を向上させることを明記しています。	
基本方針（１）と（２）に関すること		
⑦ 小中一貫校は、施設形態から「併設」「隣接」「一体型」として全国的に開校されています。交野市の小中一貫校は施設一体型であり、特に重要なのは示されているように「今までの一貫教育の取り組みを生かしながら、小学校と中学校とを緊密に連携させた教育を今後も推進すること」であり、新校の取り組みが他の中学校区における『緊密な連携による教育』つまりは、義務教育9年間を見通した先行事例になると思われます。従って、今までの小中一貫教	⑦ 小中一貫校の建設には多額の財政負担が生じることと併せて、市内で学ぶ子ども達の施設格差が過大となることを憂慮し、基本理念の表現を定めるとともに、大綱の期間中においては、新たに小中一貫校の建設は進めないことを明記したものです。また、学園の名称についても、新たに小中一貫校の建設を進めるものと市民の誤解が生じかねないことから明記したものです。 今後も、6・3制を堅持しながら、	

意見等の概要	意見等に対する考え方・対応	件数
育が、施設一体型小中一貫校の建設を目的としたものでないことは、言うまでもありません。 また、学校規模適正化の課題や施設老朽化の課題を踏まえると、それぞれの中学校区に応じた義務教育 9 年間の取り組みと「15 歳の子どもたちの生きる力を育てること」こそ、本来の公正性、公平性ではないかと思います。当然、施設格差も生じることから、学校教育施設のみならず社会教育施設の長寿命化の国の考え方にも沿い、施設改修等今後も取り組んでいただきたい。 さらに『学園』の呼称には、分離している市内小学校・中学校で、義務教育 9 年間をつなぐ教育活動を進めるには、子どもたちの教育活動に携わる教員の意識改革が必須であり、中学校区の教職員全員で子どもたちを育てる機運や意識の醸成のために『学園づくり』で見える化したことは、中学校区内のカリキュラム作成や合同授業研や担当教員会合の定例化など大きな成果を生んでいると感じます。 (※寝屋川市では、すでに、中学校区を 2 小 1 中で再編整備し「学園」として成果を上げています。) また参考として「義務教育 9 年間を見通した教科担任制の在り方」文部科学省関係資料 (R3.7 月※別添) からは、大阪府では小学校・中学校両方の免許を所有している教員は、資料の福井県と比べると小学校在籍教員では 89.0%、中学校在籍教員では 84.9%となっており、大阪府の小学校在籍教員 43.0%、中学校在籍教員 13.9%を大きく上回っており、採用制度の違いが、9 年間の義務教育の教科指導等の課題であることが考えられますが、この課題を解決すべく、子どもたちに 9 年間を見据えた教育活動を行っていくため、意識改革と緊密な連携による実践が必要となってくると考えられます。(※小中一貫教育は大阪のチャレンジと。) 今後は新たなステージとして、⑥に記載のある『コミュニティ・スクール』を進め、小中学校、つまり義務教育の縦のつながりと、そのつながりを支える“横のつながり”による『地域とともにある“中学校区教育”』を展開していただけると期待しています。 交野みらい学園は、義務教育学校（平成	小学校と中学校を緊密に連携させた教育を推進する方針であり、教育委員会が管理し、執行する事務に対して介入する意図はありません。	

意見等の概要	意見等に対する考え方・対応	件数
27 年 7 月学校教育法一部改正による新たな学校腫) で開校されると思われますが、制度上いわゆる小学校 6 年間の課程を「前期課程」、中学校 3 年間の課程を「後期課程」とされたいと考えます。開校後になると思いますが、9 年間の系統的義務教育すすめる学校であることから、前期課程と後期課程の節目は「課程の修了」として位置づけ、全国の義務教育学校では取り組み方法については様々な工夫がされています。 さらに、学校行事も、運動会も含め義務教育学校としての意義を踏まえた実践もあり、教育課程編成については、学校の裁量権となることを確認いただきたいと思います。 そのことは、地教行法の改正の際、総合教育会議など首長と教育委員会の連携などが示されていますが、第 1 条の 3 の第 4 項には『第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。』とあり、第 21 条〔教育委員会の職務権限〕に規定する事務とは（以下） 『一 ～三（略） 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。 六 ～十九（略）』となっています。 さらに、交野市立学校における管理運営に関する規則〔教育委員会規則〕では、各学校の教育課程編成の届出のみが義務となり、その裁量は学校に委ねられています。市内小学校・中学校の特色ある取り組みや中学校区での 9 年間の義務教育をつなぐ取り組みを進めるべく、大綱に記載されている学校行事などの内容について、ご理解いただきたいと思います。		
基本方針（3）に関する事		
⑧基本方針（3）の①を以下のとおり訂正する。 【訂正案】「～相談体制の充実を図ります。」を「相談体制の充実を図り、全小中学校に生徒指導担当教諭（生徒指導主事等）の配置を実現させる。更にスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの実行性	⑧⑨ 個別具体的な取組みについては、教育大綱の趣旨を踏まえ、それぞれの所管にて進めていくものと考えています。貴重なご意見として参考とさせていただきます。	

意見等の概要	意見等に対する考え方・対応	件数
を高める。」 ⑨基本方針（３）の③の次に、④を新規で以下のとおり追加する。 【追加案】④ 市内公立小・中学校の全てにおいて一定の定員枠（多数の場合は抽選制）や条件を設定のうえで、子どもと保護者の意思を尊重しつつ、学校選択制を実働させる。選択校への入学を認める。		